

地域福祉活動職員の

まなこ

地域福祉活動推進のために

No.90

2021年 7月発行 福岡県地域福祉活動職員連絡会

新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な生活資金の

特例貸付特集

今号の「まなこ」は、令和2年3月末より始まった『生活福祉資金特例貸付』に関する特集です。

新型コロナウイルスの影響による経済的な支援の一環として開始された『特例貸付』ですが、当初の受付期間から度重なる受付期間延長、条件緩和、更には再貸付と、本来社協が行っている生活福祉資金による世帯更生という目的から大きく外れ、申請者の殺到により社協らしい(?)十分な支援が出来ないまま、違和感とジレンマを抱えながら業務にあたっているワーカーも多くいることだと思います。

特に、コロナ禍にあって他市町村社協との情報共有も出来ないまま、自社協内で悶々と業務を行っている職員にとっては、自分の考え方がどうなのかということさえ分からず、場合によってはこの違和感さえも感じていない若い職員もいるのではないのでしょうか。

今回はこの1年間、特例貸付に従事しながら思うことや違和感、憤り、希望など、福岡県内外の多くのワーカーに、忙しい時間を割いて投稿していただきました。この「まなこ」が福岡県内や全国の社協職員と勇気をシェアできればと思います。

※投稿者のプライバシーを考慮し、すべて匿名としています。

※今回の原稿は、特例貸付受付期間の延長(R3.8.31まで)や「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(仮称)」が発表される前にいただいたものです。

平成21年10月の制度改正の際、かなりの数の対応困難者が多く来所されたが、面談を通して、新たな経済的価値観を育むことができ、相談援助の基本を学んだと記憶している。

特に「日雇いに行かざるを得ない私の気持ちがあんたたち公務員にわかりますか」と恫喝された際、「私も以前日雇いに行っていましたよ。それでもあなたの気持ちが変わらないというんですか」と答えると、謝罪があり、「追いつめられて感情的になってしまいました」と言われた後は顔の表情も普通に戻った方がいた。その時に、相談者は共感してくれる方が必要だと感じた。しかし、今回のコロナ特例はそうではない。明らかに不正申請や、償還の見込みがない方も申請され、過去に滞納している方も誓約書を提出すれば貸付可能となり、こんな制度ならない方がましだと考えた。なぜ安易に負債を増やさせるのか。償還の

見込みがないのであれば、給付でよい。給付がダメならそもそも制度が必要ないと考える。なぜなら年度ごとにではあるが、住民税非課税なら免除にするとしているからだ。200万の償還がなくなる可能性があるなら、意図的に住民税を非課税にするため、収入を抑えるだろう。これでは、本人の自立につながらない。それが数年にわたって続くとすれば、200万の償還のせいで、自立が阻害されることは間違いないと思われる。ただし、それすらごく一部の方だけが考えることではあると思われる。どっちみち償還はしない世帯ばかりだろう。その生き方を良しとする価値観を変えなければ自立の道は見えないと思う。

測、協議し、本人と話し合い、価値観を変えることが必要なことだと考える。そのため、私は償還の見通しがないと判断される場合は、必ず生活保護をすすめる。生活がままならない方に負債を増やすわけにはいかない。たとえば本人がコロナ特例を借りたいと言われても、生活保護を勧めてきた。そして、ほとんどの方がコロナ特例を申請された……。コロナ特例の貸付金の金額をその世帯の生活扶助の金額と合わせなければこのようなことになる。それなら皆、生活保護を申請するだろう。家庭負債は生まれない。

個人にも、事務負担を軽減するため、知り合いの公設秘書等に償還開始が1年猶予された際に短期間の制度延長するのではなく、受付期間を令和4年3月まで一気に延長するよう意見具申した。そして世帯の上限を200万(80万)までとすれば、現場の説明もしやすいと……。3ヶ月の延長は現場はこまると、延長はまとめてと……。

理やり変えながらやってきたり。感染リスクもつてのほか状態で、とにかく殺到する貸付希望者にバンバン会いまくる。なるべく距離をとって、面談後は消毒して、と、今でもしてるけど。いつ感染してもおかしくない、と思う。でも怖いなんて言っていられない。目の前の相談者に向き合う使命感が、私たちにはある。

県内社協職員

以下、思うことを羅列する形になるが、ご容赦いただきたい。

苦情が殺到し、きつかった。面談を電話予約制にしても、突然窓口に来る方が殺到。電話で予約を取り直すようにと話すと、苦情に。その場で後日の予約日時を決めようとしても、「なぜ今来ているのに対応しないんだ」と、苦情。たまたま担当があいていて、その場に対応したら、後日その知人が来て「知り合いはその場で対応したのに、なぜオレには対応しないんだ」と苦情。県社協から知らされるよりも先にマスコミから

情報が流れて住民から電話が来て、「現状で私たちには情報が来ておりません。回答できません」と答えて、なぜ担当なのに知らないのか、と苦情。しかし私たちに反省すべき点はありませんね。とにかく事前に電話してください、という対応をとってきた。電話が苦手だったり、できなかったりする方への配慮には欠けていたと思う。特に、外国籍の方は、電話では、名前さえ聞き取りをするのが厳しかった。自分自身が、海外旅行に行ったとき、現地の方と話す場面で、面と向かってだと、なんとか片言の英語とジェスチャーで通じて、電話で現地の方と話すのは、すごくきつかったことを思い出す。外国籍の方が突然連絡なく窓口に来る、それをよしとしなかった自分を、今更ながらに恥じる。言い訳をすれば、一人一人の状況に配慮する余裕を、特例貸付は、私たちから奪っていった部分はあった。社協は、行政とは違う

独特の「やさしさ」を持つべきだと思っているが、それを奪っていった。

振り回されたといえば、特例貸付は、とにかく敷居が低かった。低すぎた。もちろん、だからこそ救われた、という人は多かった。これまで、生活福祉資金受付時は、アセスメントをしつかりとっていた。なぜ貸付が必要なのか、貸付で問題が解決するのか、返済の目処が立つのか、などなど。特例貸付が始まった当初は、「総合支援資金は3ヶ月間で終わりですよ、貸付終了までには、貸付でない方法で生活を立て直す努力が必要ですよ」と話していた。だが、その後、申請があまりに膨大な件数に上り、私たち、少なくとも私自身は、ソーシャルワーカーとは言えない、ただ書類を書いてもらって県社協に提出するだけの事務員に成り下がっていた。

あまりの敷居の低さ、繰り返される延長・再貸付実施などによ

り、特例貸付は、相談者の自立意欲を削いだ側面があるのではないか。貸付で生活がなんとかなるばかりに、今の仕事では先行きが見通せないはずなのに、本気で転職をしない、現実を見ない。さらに納得いかないのは、償還開始前に、国民に対し、償還免除の要件を発表したこと。社協で貸付担当されてこられた方には、あるあるの話だと思えますが。えてして、貸付の要件に、自ら当てはめてくる相談者、おられますよね。今回、償還免除要件が示されたことにより、就労収入を上げましょう、と進言してる方が、「これ以上収入を上げると課税世帯になるので、控えます」ということが出てくる、そんなイメージが、どうしても浮かんでしまう。なぜ償還免除要件発表したんだ。まだ新規受付してるんですよ。「返さなくていいんですよ」というノリで来る非課税世帯者の対応、きついですね。

先程の話に戻るが。ただの事務員に成り下がり。社協が、「貸付センター」化。私たちが気を付けないといけないのは、私たちの、ソーシャルワークスキルも奪われてきた可能性があるということ。1日に、どうかすると10件ほどの面談をこなすために一人あたりの対応時間を極力少なくする。そのために、アセスメントをおざなりにする。「コロナで減収」とにかくそのフレーズだけを探す。そんなことがなかったか、というか、そればかりやってきた。恥ずべきこと。

また本来、私たちは、貸付ではない、別の方法で問題を解決できないか考え続けてきた。他制度は使えないか、親族支援は得られないかなど、いろいろ、やってきた。他機関に連絡をとったりもしてきた。そのコーディネート力を、特例貸付は、やはり奪った。連携とは逆の方向に走った。本来、生活保護申請が必要と思われ

るような人でさえ、特例貸付につかないだ。よかったのだろうか。貸付が入る間だけ保護から逃れても、その後保護を受けて貸付金が債務整理されると、将来、自立したのち、二度と社協の貸付は利用できなくなるのではないか。ある意味、その方の方向性の一つを奪っているのではないか。

しかし、考えすぎると病む。私も、やばかった。病みかかってました。病んだ社協職員がおられるという話も聞きました。私たちは悪くない。制度も悪くない。途方に暮れる人を救ってきたことは間違いない。貸付を受けられて、「助かりました」「自営を畳まずにすみました」「ありがとございます」など、私たちにかけていただいた感謝の言葉は、数限りない。

今回の貸付は、良かった点もある。これまでの社協の取り組みの中や、貸付担当としては出会うこととのなかったような、様々な方と

出会えた。大企業傘下の会社で働いている方、とにかく多種多様な自営業の方々、外国籍の方々。同じ国籍の外国籍の方々のネットワークの強さは、すごいですね。

みんなの生活を守るために、お金の貸し借りをしまくっている。貸付金が入ったらまず返済すると平気で話されるため、いやいや、だからね、それはだめなんだよ、せいかつひ、ね、あなたの、せいかつひ、にあてるんだよ、と、くどく話した人が多数。しかし独特のネットワークは持っているが、地域とはつながっていないと感じた。これから、こういう方々と地域をどうつないでいくかも、社協に課せられた課題ではないか。

本当に、様々な職種の方に貸付対応をした。出会いを無駄にしないためにも、講師業の方には、社協の講座で講師をしてもらうとか。キッチンカーをされている方に、福祉まつりで出店をしてもらうとか。社協とのつながりを今後

も広げていければいいのではないか。

さて、アセスメントを怠っていたと記載したが、それでも気になる世帯には、後日連絡をとってきた。見えてしまったものを、見えなかつたふりをするのが、社協ではない。特例貸付が終了したのち、生活を本当に立て直しているのか、確認をしていかないといけない。高校受験に失敗して、働いてもいないという息子がいる人がいたな。長年ひきこもっていて、親に対する暴言が出ている、と悩んでいた人がいたな。気になった世帯は、やはり、たくさんある。

昨年度、私たちは、とにかく特例貸付につなげばよい、という楽な方法を覚えてしまった。仕方がないことではあったが、スイッチを入れ直さなければならぬ。今年度以降、これからが正念場。私たちワーカーが、改めてアセスメントをし直し、支援が必要な世帯には、適切に介入していく。経済

面だけでない、安定を目指して。

良くも悪くも、特例貸付により、社協の存在は全国で知れ渡った。対応の良しあしがSNS上にアップされることさえ出てきた。特例貸付が終わったら社協は用なし、では、納得いかない。本当に、これからが正念場。社協の未来は、これからの、私たち一人一人の取り組みにかかっている。

コロナは手ごわく、なかなか、私たち社協職員同士の交流も妨げられてしまいました。今後でもできるだけ連絡を取り合って、時には励まし合い、時にはお尻をたたき合い気合を入れなおすようなこともしながら、みんなで、社協の存在意義を高めていきましょう。

以上、長文をお読みいただきありがとうございました！

県内社協職員（経験年数18年）

社会福祉協議会に入職後、生活福祉資金貸付の担当係に配属され、特例貸付の受付をおこなってきました。これまで受付期間の延長が度々あり、申請受付を行う中で、コロナウイルスの影響だけではなく、家計管理の課題や債務、税金滞納等を抱えていることが判明するケースがあります。その中には社会福祉協議会でお金を借りることができれば支援は特に求めているという方もおられ、貸付をしても一時しのぎで解決にはつながらないのではないかと思うこともあります。また、この先収入回復の目途がたたないという方たちが数多くいる中で、貸付だけでは難しく、今後は貸付が全て終了した方からの相談も増えてくるだろうと思います。状況に応じて適切な支援ができるように関係機関とも連携し、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

県内社協職員（経験年数1年）



- ・本場にコロナが影響し収入が下がっているのか疑わしい申請者がいた。
- ・住民票を行政で取得し申請する必要があるため、行政に窓口を設置した。そのため、一日中外での窓口業務で拘束されるため、本来の社協業務が進まなかった。
- ・窓口现就く職員は就業時間より前から就業時間過ぎまで従事していた。
- ・再貸付の際の自立支援機関への相談に意味があったのか疑問。
- ・正確に理解しているのかは不明だが、返済しなくてもよいと思っている人が多く、周知の方法を考えて欲しかった。「これ、返さんでいいんですよ。」や「返さんでも取り立てとかせんなら。」と平気で口にする人が一人や二人ではない。
- ・貸付期間延長の通知が遅く現場

が混乱した。

- ・申請者の通常の生活水準を超える貸付を行ってよかったのか疑問。
- ・窓口には濃厚接触者、先日までコロナに感染していた方が来られることもあり、怖かった。「コロナにかかったので二週間自宅待機と言われ、その間の給料がでないからお金を借りた。まだ二週間たつてないけど、休んでいるうちに申請に来た。」と平気で言う。
- ・貸付を斡旋している人がおり、次々と「知人」と言われる知り合いを連れてきていた（記憶しているだけでも数人いた）。
- ・紹介料をもらっているのではないかと疑うぐらいである。
- ・自立支援相談室の動きが悪く、連携もうまく取れなかったため、相談者に迷惑をかけることが多かった。
- ・生活保護担当と連携したので保護の方に貸し付けることはな

かった。

- ・一人親世帯や、個人商店、他の制度に該当しない方、本場に困窮している方の手助けができた。
- ・通常業務を遂行しながら、特例貸付の業務に関わった職員は、皆疲弊しているが、手当ももらえず、公務員に準じて給与・賞与の額が下がってしまうのは納得できない。
- ・上司が現場を理解していない。

県内社協職員

まず、皆さん、特に県社協の方々、本当にお疲れ様です。2年前までの社協実践、社協の財政状況等とは本当に大きく異なる今を迎えられていることと思います。私が現在、社協が置かれている状況について、難しいなと感じていることは大きく2点あります。このことについて述べていこうと思

います。

まず1点目ですが、地域福祉活動を縮小せざるを得ない状況下で、我々社協がミッションとしてきた地域福祉をどのように進めていくべきか、まさに暗中模索の状況であると思います。私は個人的に「場」に着目し、「場」を用いた地域福祉の推進について研究もしています。しかし、現状ではその「場」を設けることが難しいだけでなく、現行の活動すらままならない。いくら感染予防の対策をしっかりとしているといっても、リスクは0にはならない。話し合うことも、楽しく語り合うことも、訪問することも、これまでとは比べ物にならない高いハードルがそこに設けられてしまいました。このような状況において、地域福祉を推進していくことは、以前と同じやり方では通用できないですし、活動そのものを見直していく必要があると思います。これが本当に悩ましい。

次に2点目ですが、コロナ特例

貸付への対応について、大挙押し寄せる窓口に、1件1件丁寧に対応するにはとてもマンパワーが足りていないと思います。結果として、ただの受付窓口になってしまっている、2020年に実際にありました。指定された金融機関でもよい」という状況を生み（実際には社協窓口がパンクしていたので、金融機関でも対応可能としたという流れですが）、「我々の仕事は銀行で肩代わりできてしまうものなのか」という大きな葛藤を抱えられたことと思います。ソーシャルワークをしようとしても、「貸し渋りか」「いいから金を貸せ」というような言葉を浴びせられることもあったと思います。

このような状況で、社協が大きく揺さぶられている時に、県の専門委員会等でたまに話がるのですが「社協は原点回歸すべきだ」ということが言われます。私

はまだまだ社協歴も浅く、諸先輩

方の実践に及ぶべくもありません。その私が申し上げるには恐れ多く、誤解を招きかねませんが、あえて述べたいと思います。「社協の原点」とは、そもそもその設立の趣旨ではなく、多様に化する社会情勢においても、絶対に変化するのではない「信念」だと思っています。社協の歴史を見ても、資源調整↓在宅福祉↓事業型などなど、社会の要請に応じて変わってきた、変えられてきたのが社協です。「社協はこうあるべきだ」というよりも、「社協はこれをやんなきゃ！」という感覚とでもいましょうか。表現が難しいのですが・・・その信念って何やねん？とツツコミを頂くと思います。私は社協の信念とは「住民の暮らしを守る、つながりをつくる」ことであり、そのための方法は問わなくていいのだと思います。今のコロナの状況では、まさにこの2点において地域は危機的

状況にあると思います。

私ごとで申し訳ありませんが、このような厳しい状況の中で、我が自治体では欠員の補填もされずに職員の数は減り、日々の業務をこなすこともままならない状況ではあります。組織内で共有している意識がズレたことはありませぬ。それは「すべては住民のため、できることを全力でやる」ということです。当然、行政に対しては、コロナの影響で税収が落ちたことを踏まえても、あり得ない状況に、はらわたが煮えくり返っておりますが（笑）。現在我が自治体では庁舎建設費の大幅増加などが示されており、人より建物にお金がかかっておるようです。首長や財政の職員に言わせると、「社協の実践が見えない。見えないうところに人はつけない」という論理のようで、呆れてものが言えません。実践者は実践を行うべきものであり、政策を進める人間側に現場を把握する責務がある。そ

れを棚に上げて、現場を見ようともしない。「見えない、わからない、金出さない」の論法は行政職員の怠慢としか言いようがないのですが（個人的な考えです）。もう、行政と社協は文化と歴史が違うもので、決して分かり合えないものだと腹をくくった次第です。

話がそれましたが、最後に、我々は国や制度のために仕事をしているわけではなく、「住民のために仕事をしているのだ」という誇りと自信をもって、業務に励んでいくべきだと思います。某流行の漫画風に言えば、「社協職員よ、心を燃やせ」です。わからないこと、できないことは恥ではありません。できるようになればいいのです。その心はその時、窓口では相手に伝わらないかもしれませんが、時間がたてば理解してもらえます。しかし、手を抜くことは、住民に対して許されなことです。地区活動が停滞してしまっているこの状況で、サボっ

ていては、きつと元に戻らない。

貸付の業務だからと言って金融機関や行政窓口と同じような画一的な処理に葛藤も抱かず、機械的に処理していれば、社協も行政と同じという目で見られてしまう。厳しい状況にある今こそ、県内の社協が団結し、知恵を出し合って乗り越えていくことが大切だと考えています。そして、新しい地域福祉の推進の方法、社協ならではのやり方を次々と編み出していけるのも、社協の創造力を以てすれば可能だと思います。創造するのは地域活動だけじゃない、社協の実践方法そのものすら、社協は新たに創っていける。苦しい時ですが、福岡県内の社協が団結して、アイデアを出し合って乗り越えていくべき時が来たのだと考えています。

県内社協職員（経験年数18年）



新型コロナウイルス感染症特別貸付は、今までの生活福祉資金の、世帯状況を把握し相談支援を行いながらの運用ではなく、ス

タッフと効率化、迅速化を第一にしてきました。申請受付期間の延長が繰り返される中、私は、9月末までは特別貸付は、困窮者世帯に迅速に生活資金を送金してきたことには有益な手段と感じていました。しかし、その後も長期的な支援策が国から具体的な提示もなく、債務である貸付でしのぐ姿勢に疑問を感じ、また、繰り返し行われる運用変更、マスコミによるリークなどから疲弊していく職員。このような現場は、全国各地でもあるのではないかと思い、関コミ会員を中心とした有志で「緊急アンケート」を実施しました。今回のアンケートでは、地職連を通じて福岡から100名を超える回答をいただき、ありがとご

ざいました。このアンケートの中間報告、速報を通じて、関係者の方々に社協の現状を知って頂き、生活福祉資金のありかた、コロナ禍の更なる支援策を国に求める切実な声が集まり公表しました。

私達、社協職員は、現場、住民の福祉課題、生活課題に目を向け、支援に関わる社協職員にも思いをはせ、エリア、ブロック、そして全国で支え合える連帯を持つ社協職員でありたいと思っています。困難な時こそ、つながりだと思っています。これからも様々な形でつながって、自分へ、地域にフィードバックしていきましょう。

関西社協コミュニティワーカー協会 協会会員

関西社協コミュニティ

ワーカー協会

「社協現場の声をつむぐ」

1000人プロジェクト

特別貸付に関する緊急アンケート速報

<https://blog.canpan.info/kancomi/>



あとがき



今回のまなこは生活福祉資金特例貸付の特集を組ませていただきました。特例貸付には多くの社協職員が携わり、コロナに対して、制度に対して、困窮に対して、様々な怒りを抱えた方もいたのではないのでしょうか。このまなこが発行される頃には、世の中の状況も変わっているかもしれません。それは良くも悪くも。でも、何が「良く」て何が「悪い」のかもわからない時代になっています。ちゃんと状況を見ながら今我々に求められていることを見極めていかないといけない。それは「今も昔も」なのかもしれません。

さて、今年度の地職連総会もコロナを配慮し書面決議となってしまいました。残念でなりません。研修で悶々とし、その悶々としたものを後の交流会でぶつけ合っていた頃がとてつもない昔に感じます。ただし、今回の書面決議のおかげで、数名の方から地職連（だけでなく社協ワーカー）に対してのメッセージもいただいております。今回のあとがきの締め、その熱いメッセージをご紹介します。（池松）



地職連役員の皆様も各々ご多忙の中、運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

令和2年度は、我々ワーカーにとって、これまでの地域福祉のあり方、社協の存在意義を改めて考えさせられる一年となりました。

自分自身、いかに「やった気になっていた・・・」かを思い知らされる結果となりましたが、いつの時代も社協のワーカーは、時代の中、地域の中、人々の中で、社協ワーカーとしての自分自身に問い続けていくものであることを改めて感じました。

新型コロナで事業が延期・中止（やむを得ず）となる状況で、「新たなつながり方＝アプローチ」を求め、創造する必要がありますが、これまで社協が大切にしてきた地域住民との距離は、変わらず「密」であり続けたいと思います。

全てが「コロナのせい・・・」になってしまいがちな状況ですが、だからこそ果たすべき役割が社協ワーカーには必ずあります。コロナだから出会った地域住民も多数！！住民にとっては、その出会いが社協そのもの。いろいろありますが、出会う一人ひとりに全力で出会いたい。そうあれるように、地職連や社協間のつながりで刺激し合い、共感し合い、認め合い、また社協内部でもそう在れるようになりたいものです。（広川町社協 江口）

各社協やブロック連絡会の会議、研修、イベント等の掲載の希望がありましたら、地職連事務局までお知らせください。

福岡県地域福祉活動職員連絡会ホームページアドレス

www.further-along.com/f.chishokuren/



地域福祉活動職員の まなこ 地域福祉活動推進のために 第90号

■ 発行者 福岡県地域福祉活動職員連絡会

■ 事務局 〒830-1201

福岡県三井郡大刀洗町富多819 めくもりの館
大刀洗町社会福祉協議会内 担当/池松

■ TEL 0942-77-4877

■ FAX 0942-77-6220

■ Eメール tachi-shakyo@kurume.ktarn.or.jp

■ URL www.further-along.com/f.chishokuren/